

大正後期の「宮中」問題と議会

国分，航士
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/2230521>

出版情報：史淵. 156, pp.17-42, 2019-03-12. 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門
バージョン：
権利関係：



大正後期の「宮中」問題と議會

はじめに

ある「家」が国家の統治のしくみの中に位置づけられている場合、その「家」をめぐる問題は、その性格が如何に分類されようと、様々な波紋を国家に齎すであろう。そのことは、大日本帝国憲法と旧・皇室典範という二つの「法」（「典憲」）の下での天皇・皇室についても例外ではなかった。「典憲」が作動している明治立憲制における天皇は、各機関の輔弼に従って裁可を行うことで国家の意思を創出する、まさに「君主」という制度であると共に、各輔弼機関の調整を行い得る素養や力量が要請される存在であった。天皇は、新しい国家の「立憲君主」として、そして皇室の「家長」として、自らの役割を果たさねばならなかったのである。

明治立憲制における天皇・皇室をめぐる生じた諸問題は、天皇・皇室とその周辺、宮内省などといった「宮中」のみならず、「宮中」と対に語られる「府中」—— 具体的には内閣や議會など—— へと波及し、しばしばそ

の対処を人々に要請した。府中の領域へと跳出した「宮中」問題の多くは、その対応さえ誤らなければ、その時々
の内閣にとって、決定的かつ死活的なものになるということはないのかもしれない。しかし、簇生するかのよう
に断続的に生じる「宮中」問題は、一定の緊張感を伴うものであり、ときには対処する者たちの心身を摩耗させ
るだろう。

大正七（一九一八）年九月に成立した原敬内閣も、様々な「宮中」問題への対峙を余儀なくされ、特に大正天
皇の健康問題に伴う天皇の「不在化」に直面する。大正天皇の「能動的な意思決定能力および裁定能力」への懐
疑は、皇太子の洋行と結婚をめぐる問題を紛糾させる要因の一つとなった。¹「国ノ元首ニシテ統治ヲ総攬」（大
日本帝国憲法第四条）すると共に、皇族を「監督」（皇室典範第三五条）するという天皇の役割を、皇后や皇太子
そして摂政はどのように代替していくのか。天皇の「不在化」への対処は、若き皇太子への期待と摂政の設置と
いう解法に向かっていく。

皇太子の婚姻をめぐる問題、いわゆる宮中某重大事件²では、皇太子妃に内定していた久邇宮邦彦王の長女良子
女王に対して、その婚約を解消するか否かが論点となっていた。色覚異常の遺伝の可能性があるという情報が元
老の山県有朋に伝わり、山県や中村雄次郎宮内大臣（宮相）は、久邇宮家へ婚約を自発的に辞退するよう求めた
ものの、久邇宮家はこれに不同意の意向を示す。山県、松方正義、西園寺公望ら諸元老、中村宮相、原首相など
は婚約の解消を志向する（「純血論」）。一方、良子の父である久邇宮邦彦王は婚約の解消に反対し、東宮御学問所
の御用掛だった杉浦重剛らも久邇宮に賛同した（「人倫論」）。さらに、山県らの措置を不当とする主張が諸勢力か
ら起こり、怪文書などが盛んに散布された。結果として、大正一〇年二月一〇日、宮内省は内務省を通じて、皇
太子の婚約は予定通りだとし、中村宮相の辞任を発表することとなる。そして山県は枢密院議長の辞表を提出す

ると共に官職や栄典の拝辞を申し出、内大臣の松方も辞表を出すに至る。その後、元老たちの辞表については、天皇が却下することとなった。

この事件について留意すべきことの一つは、既に指摘があるように、「皇室のことであるから」、「政治」的に扱わないという建前も「政治」的に利用⁽³⁾され、「限られた世界の中で隠微に展開」するという、「公然たる政治抗争とは異なつた政争」⁽³⁾だつたことである。婚約の解消に反対する側、たとえば立憲国民党の古島一雄は、憲政会や政友会の幹部、田中義一陸相に対して、議会でこの問題を取り上げることがを仄めかして揺さ振りをかけたという⁽⁴⁾。古島について浅見雅男は、「皇室を政治に巻き込まない、宮中のことは議会でとりあげないと言いながら、結局は衆議院議長まで渦中に引きずり込み、事件を完全に政治問題化⁽⁵⁾」し、「山県や原が嫌がり困惑する方向に、事態を転換させた」という「手並みは実に鮮やか」だと評している。中村宮相には、奥繁三郎衆議院議長から、議会で婚約問題についての質問が提出されるのを止めることができず、問題が公然と取沙汰される前に宮相の善処を求めるといふ希望も告げられていた⁽⁶⁾。新聞や文書、集会、あるいは議会という手段を用いて、皇太子と良子女王の婚約をめぐる争いの存在とその背景を公開するという主張が、婚約の解消に反対する勢力にとって、手札の一つになっていたのである。

無論、婚約の解消に反対する勢力すべてが、問題の存在を広く明らかにすることを望んでいた訳ではない。とは言え、宮中某重大事件の経過の中で、衆議院議員あるいは政党が、皇太子の婚約をめぐる問題を議会で取り上げるかどうかを議論していたということは、紹介したように先行研究でも考察がなされている⁽⁷⁾。ただし、二月一日の宮内省による発表後、この問題を議員や政党がどのように取り扱おうとしたのかは、やや等閑視されてきたようにも思われる。後述するように、二月一〇日以降も、古島以外の衆議院議員の押川方義や大竹貫一などは、

議會でこの問題を論じようと動いていた。

事件が展開していた時期には、立憲政友会を与党とする原内閣の下で第四四議會が開かれていた。第四四議會の模様を整理した高橋秀直によれば、野党である憲政会の内部には、この問題を「議會にもち出し倒閣の材料としよう」という意見も存在⁽⁸⁾していたという。後年の第一次若槻礼次郎内閣において政友会が朴烈事件を取り上げたように、「国体問題が議會にまで登場する危険性が存在」したのである。ただし、国民党と憲政会も問題を持ち出すということはなく、「皇室・国体問題を利用した他勢力攻撃が政治手法として公然と使用されることはからくも避けられた」のだった。

このような知見を踏まえて、本稿では、大正後期の「宮中」問題の一つとして、宮中某重大事件を取り上げ、特に宮内省によって婚約に変更はないという発表が行われた後における、皇太子の婚約や洋行などの問題についての議會や政党での取り扱い方を叙述する。特に高橋の議論を踏まえ、第四四議會における「宮中」問題の取り上げ方、あるいは議論の回避の仕方について、より細かく検討してみたい。

一 宮中某重大事件をめぐる原内閣の関与

大正九年に生じた皇太子と久邇宮良子女王の婚約をめぐる解消論と遂行論の対立は、「元老の陰謀・閥族の横暴」という論点を押し出すことで、頭山滿や内田良平、大隈重信に近いという「城南莊・国民義会グループ」(押川方義や大竹貫一など)、国民党の古島一雄などの諸勢力が介入してきた。そして、怪文書「宮内省の横暴不逞」の流布によって「政治問題化せんとする形勢」⁽⁹⁾となった。内務省は、各新聞社に怪文書が送付されたことを受け、

一月二四日には新聞雑誌への皇太子の婚約問題の記事掲載を禁止した。⁽¹⁰⁾ここでは、先行研究を頼りに、事件への原内閣の対応および「城南荘・国民義会グループ」の動きについて、概略を確認しておきたい。

宮中某重大事件も佳境を迎えた大正一〇年二月二日、中村宮相と原首相との会談がなされた。⁽¹¹⁾中村に対して「政府は何れに決定するものと見て可なるや甚だ迷惑の次第」であり、誰かが責任を取って決定するしかないと同氏が諷した所、中村は、責任については自分が取るべきものだと言った。さらに原は、婚嫁について最初の内定の時にも自分は通知には接せず、「色盲の關係にて御内定変更の議があるも之を山県西園寺等より内聞」があった以外は「宮中の筋より協議」を受けたことはないため、「之を如何にせよとの意見を述べたることなく、又其意見を徴せられたることなし」と記している。本問題には關係しておらず、積極的に関与もしないと示したいという原の姿勢が見受けられるだろう。原にこの問題が伝わったのは、日記によれば、大正九年一二月中旬のことだったようである。⁽¹²⁾また、原は奥繁三郎衆議院議長から、婚札を内定通り行い、変更しないように宮相へ申し入れることを依頼された。ここでも、この問題は「全く宮中の御内議」であって「極めて皇室の重大事」だと原は述べ、宮相への取り次ぎはせずに、議長から直接内談するように求めている。⁽¹³⁾二月七日、松本剛吉と面談した原は「重大問題は未だ解決に至らず、過日申した通り人倫論が勝を制するやうでは自分は困るから、過日来度々自分から宮内大臣に迫つたけれども一向埒が明かぬ、君から一応平田子に自分の困つて居ることを話して呉れぬか」と頼んでいる。⁽¹⁴⁾

原からの返答を受けて、奥議長は「衆議院議長の資格にも非ず、一己の資格にも非ず、曖昧なる資格」で宮相を訪問した。⁽¹⁵⁾奥は「良子女王の婚約は廃棄せざることを望」んでいた。この問題に関する議会での質問については、「是は国政に非ざる故、政府より答弁することを得ず」として留め置いているものの、問題に關係した内務省

による『読売新聞』の発売禁止を理由に質問しようとする者がおり、この質問については留めることができないと述べている。当事者である『読売新聞』の報道によれば、「政府が公安に害ありとして発売を禁止したる読売新聞市内版所載事項中何れが公安を害する」かと言え、⁽¹⁶⁾「皇室に関する某重大案件」であり、「果して然らば重大案件とは何事を意味するや之れを明かにして人心の不安を解くべしとの質問趣旨書」を佐々木安五郎（無所属倶楽部）が衆議院に提出する筈だと伝えられていた。

このように、奥議長への申し出について、内閣として「宮中、府中の別を厳守すべく決定」していたという首相の原が峻拒したため、「議会の問題とするの止むなきに至」った。そこで、床次竹二郎内相は「自分一人の責任」で事件の解決を試み、平田東助を訪問する。床次の動きを知った原は「閣員は断じて宮中問題に関係してはならない」と批判したものの、最終的には床次の意見を容れ、原は宮相に対して「嚴重の談判」を試みたという。⁽¹⁷⁾

中村宮相は、婚約解消の是非を枢密院に諮詢するという案を考慮したものの、省内の議論の結果、枢密院への諮詢の奏請はせずに、中村が「官を辞するまでにて、始末を公表せざる方然るへし」ということになった。⁽¹⁸⁾二月一日、良子女王との婚約は内定通りで変更はないと中村宮相から聞いた川村竹治警保局長と岡喜七郎警視總監は、原首相に「人心動揺」の場合には公表して「人心を鎮圧」するべきかと尋ねた。これに対して原は、本件はこれまで政府が関与していない事であり、政府が公表などをするべきではないと戒めた。さらに原は、中村宮相本人からも政府から公表するように求められたものの、これは「全く宮中の事」であるので、宮相もしくは宮内次官の談話として宮内省から公表するしかない⁽¹⁹⁾と中村の希望を退けている。そして、二月一日に明治神宮で「国民大会」が行われることを踏まえて、宮内省から一〇日中に公表するしかない⁽²⁰⁾と中村の同意を得た。また、中村は自身の辞任も公表するとしたが、原は公表すべき理由はないと注意している。原は「中村を犠牲にして一時を凌

がんとする平田等の小策の結果」だと、中村に同情していた。その後、原は川村と岡に中村の内話を告げたものの、川村は、「御内定の遂行並に宮相辞任の事」の公表を求める中村の「切なる依頼」を受け、新聞記者に漏らし(20)てしまう。二月一日の新聞では、内務省当局談として、婚約などに変更がないことと中村宮相の辞表提出が報道され、さらに宮内省の発表が掲載された。(21)二月一〇日、松本剛吉と会った山県は「己は勤王に出て勤王で討死した」と「亢奮されたる模様」であった。山県は、「事は頗る重大なる問題であるから、直に聖断を仰ぐべき筈であるが、今日にては陛下は御脳の御宜しく無い時であるからそれも出来ず」と述べていた。(22)

衆議院議員の押川方義や大竹貫一と共に婚約の破棄に反対し、山県らに批判を加えていた佃信夫によれば、「内務省からも警視庁からも宮内省からも御婚約御変更無き事の発表があったといふ事、及斯く同一事を三ヶ所より発表するといふ事は前例の無き事」だと読売新聞の記者から伝えられ、佃らは「覚えず万歳を叫んだ」という。(23)押川や大竹ら「城南荘・国民義会グループ」は、同じく婚約の解消に反対していた杉浦重剛らとは別行動を行っていた。(24)古島は、大竹や押川が「これで山県征伐をやるうじゃないか」と言い出したと回想している。(25)

押川や大竹たちの動きについて、簡単に確認しておきたい。大正九年二月二〇日、大竹が五百木良三と佃に(26)対して、「山県老公を主謀」とする皇太子妃の「廃立を謀る」企てについての情報を伝えたようである。その後、押川、大竹、松平康国、牧野謙次郎、佃、五百木の六人は、一月三十一日付で山県に対して連名の書簡を送付した(「一上山県公書」⁽²⁷⁾)。これに対して山県は、二月四日付の書簡を認めた。二月五日、入江貫一が押川の邸宅を尋ね、山県の返信を差し出すと共に、押川ら六名と三時間余り、面談している。(28)このやり取りに関連する資料として、『現代史資料』に収録されている「宮中重大事件に就て」などの文書には含まれていないものの、大竹らの「一上山県公書」と「山県公ノ返翰」の間には、大竹ら六名が連名で山県に宛てた別の書簡が存在するようである。二月

四日付の「二上山県公書」⁽²⁹⁾がそれに該当する。この書簡(写し)には、一月三一日に送った一書について山県からの返事がなければ、「最早致シ方無之、広ク之ヲ同胞ニ訴ヘ国民的運動ノ威力ニ依テ非違ヲ糾弾スルノ方策ニ出テ可申候」と記されている。さらに、「但事遂ニ此ニ至ルノ責ハ固ヨリ閣下カ抛擲シテ顧ミザルニ帰シ候事申迄モ無之」とも付け加えられていた。押川らへの返信と入江の派遣という山県の対応は、この「国民的運動ノ威力」による「糾弾」をちらつかせた書簡の存在も理由の一つだと考えられよう。とは言え、山県は押川や大竹らに対して返信こそ行つたものの、その内容は自身の立場を変えろというものではなかった。また、二月五日に山県と会談した松本剛吉は、山県の話した内容を次の通りに記している。⁽³⁰⁾山県を訪問して「莽りに人倫論」を唱える下岡忠治(憲政会)に対して、山県は「貴様の人倫論は杉浦同様で駄目だ」、「貴様は憲政会と云ふ小さい桶の中に這入つて亜片問題とか石炭問題とか汚ない事を喋舌つて居るが、桶の中から上を向いて唾を吐くと皆貴様の面に降り落ちて来る」、「今分で行くと貴様の生涯は駄目だ」と非難したという。

加えて、押川と大竹らは、二月八日付で久邇宮その他の各宮家に対しても書簡を送付している。⁽³¹⁾こうした押川や大竹らの行動がどの程度、この事件において影響を及ぼしたのかは定かではない。ただし、二月一〇日、宮内省側では、中村宮相の辞職を発表するだけではなく、「政府の人より大竹貫一等に御婚約は変更なきことを話しても宜しかるへし」という決定がなされていた。⁽³²⁾さらに、倉富勇三郎の日記には、内務省からの報告として、二月一日に明治神宮で「天皇陛下の御不例の回復、皇太子殿下の御婚儀御遂行、皇太子殿下の御洋行御止めを祈願」する予定の団体として、玄洋社、黒龍会と共に城南荘とあり、大竹ら六人の名前も記されている。⁽³³⁾黒龍会一派が「明日明治神宮に参拝し悪性の宣伝ビラを撒散し不埒相働く」ので「取締呉れ」と田中義一陸相から話を受けた杉山茂丸は、山県有朋に対して、「宣伝ビラを撒く連中」は「城南荘の五百木良三等の一派」であるとの内田良平か

ら聞いた話を伝えていた。⁽³⁴⁾ 押川や大竹らは皇太子の外遊の中止も求めており、婚約の内定に変更なしという宮内省からの発表後も積極的な活動を見せたのだった。

二 宮中某重大事件と議會

それでは、開会中の第四四議會において、皇太子の婚約および洋行という論点は、如何なる取り扱いがなされたのであろうか。衆議院は、与党の政友会（二八一議席）が多数を占め、その他には憲政会（一〇九議席）、国民党（二八議席）、庚申倶楽部（二五議席）、無所蔵（一九議席）という形勢であった。⁽³⁵⁾

ここでも、婚約の問題で山県らに批判を加えていた大竹貫一（憲政会）と押川方義（無所属倶楽部）が積極的な動きを見せていたことが窺える。なお、押川の属した無所属倶楽部は、大正一〇年一月二〇日、安藤正純、大浜忠三郎、押川方義、佐々木安五郎、田淵豊吉、中野正剛、野溝伝一郎、林田亀太郎、松本君平、山科慎次郎、山本厚三の十一名の無所属議員によって組織されており、一月二日には富永孝太郎、副島義一（両者とも無所属）⁽³⁶⁾ が加わっている。林田亀太郎と松本君平は、松本剛吉に対して「中立団体には田男を首領として後継内閣は田男に取らせた方が宜しい」と後継の首相に田健治郎を推す意見を示したものの、松本は「其様な企てには乗る事は出来ないから駄目」だと答えている。松本の返答を受けて、林田らは「別に団体を造つて庚申倶楽部を乗取つても宜しいかと念を押した」ため、「構はぬから自由行動を執れ」と松本は返答した。⁽³⁷⁾ ただし、実際に作られた無所属倶楽部は庚申倶楽部から一名も加えることができていなかった。⁽³⁸⁾

二月一〇日午後四時、押川方義は突如として「東宮御渡欧に就ての建議案」を輿議長の手許に提出した。そして

建議案は「頗る重大」なので秘密会を希望するとして、その相談のために各派交渉会を開催するようにと押川は付け加えた。押川によれば、憲政会の大竹貫一から建議案を提出する筈であったが、大竹は党議によって許されなかったため、押川が引き受けることとなったという。輿議長は、即座に承知したと返事したものの、その後少し待つように求めている。この建議案の内容は、三月三日と発表された皇太子の渡欧について、父である天皇の「御不例」と「不逞鮮人の横行する等種種の懸念」から延期を求めるものだったと推測される⁽³⁹⁾。ちなみに、衆議院では第二一議會以来、「各派協議会」を設けており、議事の運営を円滑にするため、議長が必要と認める際には院内各会派の代表者が参集して、議事や発言の順序などの事項について打ち合わせや協議を行っていた⁽⁴⁰⁾。さらに、昭和一四年には各派協議会によって、それまでの慣行を成文化した「各派交渉会規程」が決定され、各派協議会の名称が「各派交渉会」に改められている。また貴族院では、明治期から同様の会合は「各派交渉会」と呼ばれていた。

岡崎邦輔から原への伝聞では、二月一〇日以前に、衆議院議長の招きで政友会の岡崎、憲政会の下岡忠治、国民党の古島一雄が集まり、「色盲云々の問題」を議場では問題としないように既に相談がなされていたようである⁽⁴¹⁾。また、二月一二日、古島と下岡は会見し、内閣不信任案の提出について協議している⁽⁴²⁾。その際、古島は、提案理由に宮中某重大事件を加えるべきだという主張もあるものの、事件は内閣の弾劾とは別個の問題であり、一切触れないよう希望を述べた。下岡は、憲政会としても同感であり、重大事件と不信任案を関連させないように注意すべきだと応じている。しかし、二月一〇日の発表後、宮中某重大事件に関して、元老だけではなく、首相としての原の関与を指摘し、さらに責任を問う声も高まっていた。たとえば、島田三郎は、元老はその責任を免れないとした上で、「宮中府中の別と云ふも内閣の首班たる」原首相もこの問題に関与していると推察する⁽⁴³⁾。

二月一〇日、衆議院の各派交渉会では、「皇室に関する重大問題」については一切質問しないと申し合わせた。⁽⁴⁴⁾ 他方、押川と大竹の側は、「東宮御渡欧に関する建議案」の提出に関して、各派交渉会を開催するように交渉していた奥衆議院議長から何も返答がなかったため、二月一二日に無所属倶楽部の林田亀太郎が奥議長を訪ね、その意向を尋ねた。奥議長は、各派交渉会は開かず、秘密会の取り計らいもしないとした上で、正規の手続きで賛成者が集まれば受付はすると述べ、「この際外ならぬ東宮殿下の芽出度い鹿島立に日本国民として取るべき態度は穩当なりや否やを考慮して欲しい」と自重を促している。さらに一二日には、大竹ほか数名が憲政会幹部に対して、「東宮殿下御渡欧に付き御警衛に関する質問趣意書」を衆議院に提出すること、「東宮殿下御渡欧に関する経費が本院に提出せられたる時」に十分な考慮を払うことを要求していた。⁽⁴⁵⁾ 質問の概要は、天皇の病中に「事實の摂政」ともいふべき皇太子の長期不在を不可だとはしないのか、病中の父を残して遠い海外に旅立たねばならない皇太子の心中を拝察するに恐れ多いことなのではないのか、世界各地の「不逞者又は無政府主義者」には憂慮すべきものがあるにもかかわらず、渡欧が必要とする理由は何かというものであった。他の報道によれば、加藤総裁をはじめとして箕浦勝人、河野広中、安達謙蔵などの幹部は、大竹の求める「東宮殿下御渡欧中の警衛に関する質問」「東宮殿下御渡欧予算審議」春日俊文による「皇室に関する或る重要事項に関し質問書」の提出について意見交換を行い、皇室に関する問題は各派との申し合わせもあるので衆議院の議題とはしないことを決定した。⁽⁴⁷⁾ また、同日の春日俊文を發起人とする憲政会の有志懇談会では代議士四〇名あまりが集まった。この会には押川も参加しており、宮中某重大事件について議論した結果、皇室に関する問題について「濫りに開議すべきにあらず各自至誠を披瀝して君国に尽すの途を講ずる事」を申し合わせて散会した。⁽⁴⁸⁾ 各派交渉会の申し合わせに基づき、要求は承認し難いとする憲政会の幹部側に対して、大竹らは「如何なる事あるも断じて初志を翻へさずと声明」し

たようである⁽⁴⁹⁾。なお貴族院側は、『読売新聞』によれば、各派幹部の意向を総合すると、宮中某重大事件を遺憾としつつも、この事件は「直接政治問題」ではなく、貴族院が「議會の問題」として取り上げれば、これまで以上に「国論を沸騰」させて「国民思想を益々悪化」させるだけとなり、何らの効果がないため、議題にはしないとしていた⁽⁵⁰⁾。

内閣は、「色盲問題は一段落を告げたる姿なるも、今度は皇太子殿下御洋行も色盲に關聯したる山県等の陰謀」だと騒ぎ立てる者がいる現状について、このままにするのは甚だ不都合であるにもかかわらず、宮内省からは洋行決定の公表はなく、軍艦派遣などの必要な予算すらも議會に提出できないとして、宮内省を促すこととした⁽⁵¹⁾。そして、皇太子の渡欧は三月三日に出発する旨が、二月一三日夜に宮相から通牒されたことを受け、渡欧に用いる軍艦派遣の追加予算が二月一五日、議會に提出されることとなった⁽⁵²⁾。

二月一六日、追加予算が予算委員会を満場一致で通過し、二月一七日には本會議に上程されることを受け、渡欧延期を主張する押川と大竹は、無所属倶楽部の同志を糾合して本會議での対応策を思案していた⁽⁵³⁾。大竹は、「皇室の事に関する御費用であるから、吾々は決して賛成を拒むべきものではないが、若し其際の態度の如何により忠良な国民としての心事を一班に疑ひを挟まれる様なことがあつてはならぬ」として、取るべき対応について熟慮を要すると指摘する。そこで大竹は、予算案には賛成した上で、その後「皇室を想ふ至情から上奏案を奉呈」するかもしれないと述べている。また、無所属倶楽部の押川、佐々木安五郎、中野正剛、松本君平は本會議で秘密会を要求していると報じられていた。押川の要求によって、二月一七日午前十一時から、奥議長、粕谷義三副議長をはじめ、政友会、憲政会、国民党、庚申倶楽部の各派の議員が参集することとなった⁽⁵⁴⁾。押川は、渡欧関係の予算については全会一致で可決するのが至当であるが、自分はこれまで中止を祈願してきたため、自己の信念を

披瀝しないままに黙過するのは臣下の本義に背くと主張する。その上で、予算審議は秘密会とすることを要求して「自己の赤心を議院に訴へん決心」だと出席者に理解を求めた。これに対して、各派は意見を示さず、単に押川の意見を聴取しただけで、散会した。追加予算は本会議において全会一致で可決された。

三 「宮中」問題と総理大臣の「責任」

宮中某重大事件という実体的かつ閉ざされた「宮中」問題を議会において論じるという上での足掛かりの一つは、内閣とりわけ首相に責任があるという論理であった。国民党を率いていた犬養毅は、宮中某重大事件について、原首相は「知らん顔をして居るがね宮中の事は存ぜぬと云つた顔をして居るが、ありや怪しからんよ」と述べ、「皇室の重大事には必ず総理の副署を要する事」になっており、「間接処か、直接責任」を負わねばならないと批判する。ただし、「責任といふヤツは当人が感じんければ仕方無いの」であって、「原の不死身」では責任を感じないかもしれないという⁽⁵⁵⁾。なお、『読売新聞』は、この問題の責任について元老そして最後には内閣に及ぶと指摘している。記事によれば、原首相は「過般来某重大事件は事宮廷に関するを以て何等与り知らずと言明したと伝えられているものの、これは事実ではない。宮中某重大事件が「皇室に関する事柄なるも亦同時に重要な国務」であることに何人も異論はなく、「重要な国務」に関する以上、憲法、公式令第一条、宮内省官制に照らして原首相の責任は明白なのである⁽⁵⁶⁾。

犬養と同様の論法は大石正巳⁽⁵⁷⁾も用いている。「立憲治下」では、皇室に関する事も「国務に関する事項」については、首相は責任を免れるものではない。特に宮中某重大事件が「国務中の重要国務」であることは、憲法と典

範の規定から、さらには事実の観点からも明らかである。内相が国内のあらゆる事件や人事で、そして外相が涉外事件で責任を負うように、重大事件について首相はその事実を知つていようといまいと、責任だけは負わねばならない。また、国民は、皇室費を負担しているだけでなく、「皇室を中心として国運の隆昌に幸福の増進を庶幾」している。そのため、「皇室に不祥事」があれば「国民の不祥事として憂ひ」、「皇室に幸慶」があれば、「国民の幸慶として喜ぶ」のであり、皇室は国民を信頼して「国民は皇室に忠順」なのである。

ちなみに、公式令（明治四〇（一九〇七）年制定）⁽³⁸⁾第一条は、詔書に関する規定であつた。詔書とは、「皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣誥」するものであり、天皇の「親署ノ後御璽ヲ鈐シ」、「皇室ノ大事」に関するものは宮相が首相と共に副署する。また、「大権ノ施行ニ関スルモノ」については、首相が単独もしくは他の國務大臣と共に副署を行う。すなわち、詔書への首相の副署から見れば、「皇室ノ大事」に関することにも首相が関与すると読むことができるのである。瀧井一博によれば、公式令の制定に尽力した伊藤博文を総裁とする帝室制度調査局が行つた「一九〇七年の憲法改革」は、「宮中府中をひとつの国制のもとに包摂し、さらにはその国制の運営を内閣に一元化させるための制度構想」であつたという。⁽³⁹⁾詔書のみならず、皇室典範の改正の上諭には、宮相と共に國務大臣が副署する（公式令第四条）。また、「皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ関シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノ」である皇室令についても、「國務大臣ノ職務に關連スル」場合には、宮相と共に、首相または首相と主任の國務大臣が副署するとされていた（同第五条）。

このような公式令によって提示された、宮中と府中が相互に乗り入れ、宮中、皇室令、皇室の事務という領域にも首相が関与するという輔弼のあり方を、「宮中・府中の別」のような截然とした区分という論理で批判するのではなく、その前提を受け入れた上で、首相の関与と責任を問うという批判の論理が犬養によって示されていた

とも解することができよう。それは、首相が輔弼する領域が拡大すれば、必然的に生じる作用でもあった。内閣不信任案の提出において宮中某重大事件に言及しなかった野党側は、犬養の国民党のみならず、憲政会も徐々にその論理を部分的に受容していく。

野党の批判の矛先は、内相への批判に結実する。今回の事態の発生は床次内相の軽率だとして、何らかの形で内相を弾劾しようとする動きは、二月一〇日の発表後から既に存在していた。内務当局が宮相の進退にまで言及したことは「空前のこと」であり、宮相は天皇に「直属」しており、その進退について内務省が口を挟む事項ではない。大竹貫一は、「重大な責任問題で宮中府中の別を混同したも同様」だと批判していた。⁽⁶¹⁾

二月二一日の浜口雄幸、安達謙蔵ら憲政会の幹部による会議では、確実な証拠が出てくれば議會の問題として討議すると話し合われていたようである。憲政会の中には、宮中某重大事件を内閣への不信任の主要な理由とすべきだと主張する者がいた一方、「皇室問題」を議會に持ち出すのは好ましくはないとの見解を有する者もいた。不信任案を提出した時点では、真相が不明のため、不信任案からは除外して慎重に審議することになり、今日に至った。その後の調査によって、重大事件は皇室に係るも「純然たる國務問題」だという解釈を採る者が続出する。原首相が元老と宮相と同様に関係者だということが確定すれば、「國務問題」として顛末の公表を求めると共に、元老と宮相のみならず原首相の責任を追及したいとの意見が少なくないという。⁽⁶²⁾

憲政会では事件に対する原首相の責任を追及することになったらしいと伝えられる中で、原首相を批判する犬養は、公式令が明らかに示すように原首相は「直接の責任者」であって「宮中の御事に対して責任を有」していると主張していた。⁽⁶³⁾「元老軍閥に責任を被せて素知らぬ顔で自己の安全を図つて」いるが、「山県公が退くなら原君も当然道伴れ」であり、この問題を議會で取り上げるのは当然だとしている。

宮中某重大事件について、原首相がその事実を知っているか否かに関係なく、憲法上の責任は免れないという前提は共有されつつあった。しかし、実際に原が関与していたか否かは、原首相の責任を質す上では重要だと考えられていた。二月二二日の憲政会の議員総会では、原は公式にも非公式にも協議に関与していると松方内大臣が明言した経緯が紹介され、いよいよ憲政会の幹部もこの問題を議会で取り上げることに向きになったと報道されている。⁽⁶⁴⁾二二日の議員総会後、対応を一任された幹部たちは、原首相の責任については事実関係の調査をさらに進めると共に、内務省が婚約に変更のないことと宮相の辞職を発表したことは明白なので、まずはこの点を糾弾するとした。二月二三日の総務集会の結果、内務省より事件の顛末の一部を発表したため、一層の疑惑を招いた床次内相を弾劾する質問書の提出を決定し、加藤総裁の同意を得た。手順としては、まずは質問の形式で提出し、答弁によつては弾劾の手段を講ずるとされていた。⁽⁶⁵⁾

こうした憲政会の動きを踏まえてか、二月二六日、佐々木安五郎（無所属倶楽部）が床次内相の不信任決議案を提出した。⁽⁶⁶⁾決議案の賛同者は、南鼎三（庚申倶楽部）を除き、無所属倶楽部所属の議員たちであった。⁽⁶⁷⁾

三月一六日、床次内相の不信任決議案の審議が行われた。⁽⁶⁸⁾提出者である佐々木は、決議案の理由の一つとして、宮中の重大事件の公表について機宜を失し、民心を「五里霧中ニ彷徨セシメ世ヲ挙ケテ惶惑不安ノ念ニ耐ヘサラ」しめたと指摘している。良子女王との婚約は皇太子が渡欧から帰国した後に決定するということを発表するだけで良いのに、「色々様々世上ニ取沙汰スルケレドモ云々」と言及したために、人々が「言フモ勿体ナイ、聞クモ畏多イ事ヲ口ニスル」という状況を生み出したのは、内相が報道を誤ったからである。加えて、宮相の任免は「天皇直屬ノ権」に属しており、内相が言及するのは「天皇ノ大権ヲ干犯シタ」ということになる。⁽⁶⁹⁾国民に疑惑を招くようなことまでも平気で発言し、「責任ヲ知ラザル顔」をしているのは、果して「立憲大臣」の「執ルベキ道」で

あろうかという。

佐々木の説明に対して、決議案に反対する松岡俊三（政友会）は、皇太子の成婚について種々の流説が世上に出しており、数万枚の檄文を撒き、「御成婚祈願ノ民衆運動」を起こそうとする者たちがいたので、宮内省は婚約に変更なしと公表したと述べた。松岡によれば、宮内省の公表によって、むしろ国民は安堵したのである。

憲政会の横山勝太郎は、決議案に賛成を表明する。横山は、宮中某重大事件について、この問題に原首相が関与しない訳がないと指摘している。憲法は皇位継承について具体的な内容は典範に譲っているとは言え、皇位継承は「重大ナル憲法上ノ問題」であり、「直チニ国家ノ問題」の事柄である。そもそも、典範は「別箇ノ法律」になっているが、典範の「根源」は憲法にある。政府は皇太子妃の「御治定」に何らの変更なしと表明した。元老であろうとなかろうと、皇太子の成婚という皇位継承に係る「重大ナル事項」に「喙ヲ挿ミシ者」があれば、これは「重大ナル国家ノ問題」であり、「国家ノ問題ニ関シテ喙ヲ容レタ」ことを意味する。そして、この「国法上即チ憲法上国家ノ重大ナル問題」に関して、原首相は当然に知っていなければならない。もしそうでなければ、原首相は「国務」に「冷淡無責任」だろう。宮中にどのような問題があるのか、つまりは「国家ニ関シテ如何ナル問題」があるのか。これに関して相当の知識を得ようとするのは、「立憲法治国ノ民」にとって「当然ノ要求」である。しかし皇室と国民の「中間」で床次内相は、国民が国家の重大な問題について認識しようとする「当然ノ要求」を拒絶したと横山は捉える。床次内相は、皇室と国民の間に「一大溝渠」を造ったのだった。

横山の発言の後、床次内相は、宮中に関する事で新聞の差し止め事項が多かったことは遺憾だとした上で、宮中に関する事について言論を慎むべきというのは、国民の間で諒解を得られていることであり、異議はないと確信すると発言した。衆議院は与党の政友会が多数を占めており、決議案は賛成者少数で否決された。第四四議

会の運営について、山県有朋は「此の先き原の出方でどうなるか分からぬが、今度の議会の遣り方は実に立派なものであった」と原首相を評したのだった。⁽⁷⁰⁾

おわりに

最後に、これまでの叙述にて得られたことについて確認しておきたい。原敬内閣期において生じた「宮中」問題、とりわけ皇太子の婚姻をめぐる問題を府中の側はどのようにに取り扱ったのか。

伊藤之雄によれば、摂政設置などの「宮中」問題を首相の指導の下で処理しようとした原は、「衰退する山県〔有朋〕や山県系官僚閣と妥協・提携することによって、その権限に介入し、政党内閣と立憲君主制の形成を推進しようとする戦略」を採り、宮中某重大事件以降、その構想はかなり実現したという。⁽⁷¹⁾ 大正九年九月、西園寺との会談で原は「政事は政府宮中は元老の責任なりと過日山県にも云ひたり」と述べている。⁽⁷²⁾ この発言については、原と山県および西園寺が「天皇機関説的政治原則」について「基本的に同じ認識を共有」していたとの指摘⁽⁷³⁾ 元老の府中への関与を削ぎながら、徐々に宮中における元老の領域を浸食しようという積極的な構想の読み込み⁽⁷⁴⁾ などがなされている。また、対峙する元老の山県と自身とを比べながらも、政界を二分する両者の強力な指導力の下で統合をめざす原の意識を汲み取ることもできるだろう。どのような隠された意図があれ、領域を異にすることを前提に、宮中は元老、「政事」は政府というように対比的に捉えるような原の語り口は、宮中は元老、府中は政府という図式を前提とする点で、「宮中・府中の別」という意匠とも親和的であった。⁽⁷⁵⁾

ただし、内閣と議会とを架橋する原内閣が、元老と政府、宮中と府中という二分法の論理を持ち出す意味は、

元老を含めた広い意味での宮中のみを意識したからというだけではないと考えられる。すなわち、二分法の論理の提示は、「宮中」問題が府中とりわけ議會へと流れ込むのを防ぐ意味もあったのではないか。議會内での批判に對して、「宮中」問題に首相である自分そして内閣が積極的な関与をしていないという建前を維持する必要があるのである。そうした原首相の姿勢は、本稿で考察した皇太子の婚姻をめぐる問題においても読み取るができる。

宮中某重大事件への議會側の対応に注目すると、議會内での言及を避ける動きが全体として存在するものの、議會でも問題を取り上げようという志向も一部に存在していた。特に、婚約に変更はないという宮内省による発表後にも、婚約問題をめぐる内閣の対応を議會で批判しようという議論がなされている。議會側では、大竹貫一のように、内閣の行動を宮中と府中の区分の規準に直結させ、内閣の逸脱を批判するという主張と共に、犬養毅のように、純然な宮中の事務でなければ、首相は「宮中」問題の責任者であり、宮中の事務に對して責任を有しているがために首相への批判が可能だという論理も生じていた。こうした二つの論理が議會側から提示された背景には、宮中という領域において、もしくは宮中に関する事項に関して、実質的あるいは制度的に首相の関与が増して行く中で、宮中と府中の事実上の結節点としての機能が首相に求められるようになっていたということが考えられるだろう。

内閣とりわけ原首相は、この問題への関与を少なくとも表面的には避けようとしていた。そして、実際に出された床次内相の不信任決議案は、首相の任免に内相が言及したという宮中と府中の事務の混淆への批判に比重を置いたものであった。とは言え、内閣を非議する論点として「宮中」問題を活用したい勢力が、宮中と府中が相互に乗り入れ、宮中の領域にも首相が関与し得るという現実を「宮中・府中の別」という截然とした区分の論理で批判するだけではなく、協同するという実質を踏まえて首相の関与と責任を問うという姿勢をも示していたこ

とは、あらためて留意すべきであろう。「宮中」問題に関与する首相および内閣は、宮中と府中の関係という観点からの議会側の内閣への批判を最小限に抑制し、たとえ争点化した場合にも局所化させることが必要であった。「宮中」問題の統御という点でも、議会の多数派によって構成される、もしくは多数の協力を調達して議会を運営することができると内閣の存在が要請されていたことを、今一度認識できるだろう。

〔附記〕 本稿の内容の一部は、二〇一八年七月七日、九州史学研究会近現代史部会にて「大正後期の「宮中」問題と議会」として報告を行ったものである。また、本稿で用いた「大竹貫一関係文書」所収の史料については、長岡市中之島文化センターでの講演「大竹貫一と天皇・宮中——大竹邸記念館所蔵史料に見る一政治家の軌跡——」（二〇一七年三月五日）において紹介した。

註

（１） 永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』京都大学学術出版会、二〇〇三年、三三頁。引用に際しては、原則として、漢字は常用漢字に改め、仮名遣いはそのままとした。また、史料の場合には適宜句読点を補った。

（２） 宮中某重大事件の経過については、渡辺克夫「宮中某重大事件」『日本学園研究紀要』六、一九九二年、同「宮中某重大事件の全貌」〔This is 読売〕一九九三年四月号、一九九三年、浅見雅男「闘う皇族」角川書店、二〇〇五年（文庫版二〇一三年）、坂本一登「新しい皇室像を求めて」近代日本研究会編『年報 近代日本研究』二〇、山川出版社、一九九八年、伊藤之雄「原敬内閣と立憲君主制（一）」（四）・完『法学論叢』一四三・四一・四三・六、一四四一、一九九八年、同「昭和天皇と立憲君主制の崩壊」名古屋大学出版会、二〇〇五年、同「原敬」下、講談社、二〇一四年、前掲、永井『青年君主昭和天皇と元老西園寺』、同「解説」倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』二、国書刊行会、二〇一二年、黒沢文貴『大戦間期の宮中と政治家』みすず書房、二〇一三年、加藤陽子『天皇の歴史』八、講談社、二〇一一年（文庫版二〇一八年）、荒船俊太郎「大正後期の松方正義と「元老制」の再編」『史学雑誌』一二二・二、二〇一三年、森暢平「大正期における女性皇族像の転換」『成城文藝』一三三・六、二〇一六年、大野芳『宮中某重大事件』講談社、一九九三年（文庫版二〇一二年）、原武史『大正天皇』朝日新聞社、二〇〇〇年

- (文庫版二〇一五年)、古川隆久『大正天皇』吉川弘文館、二〇〇七年などを参照。
- (3) 伊藤隆『大正政治史の隠微な底流が明るみに』『This is 読売』一九九三年四月号、一九九三年、一一五頁。
- (4) 坂本、前掲一〇頁、前掲、渡辺「宮中某重大事件」八九頁など。古島の行動については、古島一雄『一老政治家の回想』中央公論社、一九七五年を参照。
- (5) 浅見、前掲一二〇頁。
- (6) 前掲、永井「解説」一二〇五頁、『倉富勇三郎日記』二、一〇頁、大正一〇年二月八日条。
- (7) 『昭和天皇実録』における宮中某重大事件の説明でも、「問題は議会においても取り上げられ」たとの指摘がある(宮内庁『昭和天皇実録』三、東京書籍、二〇一五年、一二頁)。
- (8) 高橋秀直「原敬内閣下の議会」内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議会史録』二、第一法規出版、一九九一年、二五〇、二五二頁。さらに、島田三郎は、山県有朋のみならず原首相にも「責任があり、それをただすべきであると主張していた」と紹介がなされている。
- (9) 前田蓮山編『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会、一九三九年、五三九頁。浅見、前掲一〇二、一一三頁。
- (10) こうした経緯については、特に前掲、永井「解説」一一九九、一二〇五頁を参照。
- (11) 原奎一郎編『原敬日記』五、福村出版、一九六五年、三四四頁、大正一〇年二月二日条。以後、『原敬日記』については、日付のみを記すこととする。
- (12) 『原敬日記』大正九年十二月七日条。西園寺公望からの伝聞である。なお、新聞報道では大正九年一〇月二日に山県と原が見し、山県は事件の経過を伝えて、原に同意を求めたという(「重大問題の帰結」『読売新聞』大正一〇年二月二日)。
- (13) 『原敬日記』大正一〇年二月三日条。この輿議長の申し出は、古島一雄と岡崎邦輔(政友会)、下岡忠治(憲政会)の密議の結果であった(前掲『床次竹二郎伝』五四二頁も参照)。
- (14) 岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治』岩波書店、一九五九年、五二頁、大正一〇年二月七日条。以後、『松本日誌』と略す。
- (15) 『倉富勇三郎日記』二、一〇頁、大正一〇年二月八日条。
- (16) 「本紙禁売事項 質問書提出されん」『読売新聞』大正一〇年一月二八日。浅見、前掲一一七、一一八頁、古島、前掲一七二、

一七七頁も参照。

- (17) こうした床次と原の逸話については、前掲『床次竹二郎伝』五四二～五四五頁を参照。
- (18) 前掲、永井「解説」一二〇五～一二〇六頁、「倉富勇三郎日記」二、一〇～一二頁、大正一〇年二月八日条。
- (19) 『読売新聞』によれば、二月一日、明治神宮に参拝し、渡欧延期を祈願する動きがあり、「憂国の士と在郷軍人」が、三〇万枚の宣伝ビラを撒くと報じている（神勅に絶つて御延期を祈願）『読売新聞』大正一〇年二月一日、「東宮御延期祈願のビラ三十万を撒く」『読売新聞』大正一〇年二月一日。
- (20) 二月一日の原敬周辺の動向は、『原敬日記』大正一〇年二月一日条。
- (21) 「御婚約御変更無し 宮内大臣辞職確定（内務省当局談）」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一日。
- (22) 『松本日誌』五三頁、大正一〇年二月一日条。この山県が発言について永井和は、「大正天皇は正常な判断力をそなえておらず、この困難な問題の裁定を仰ぐことができない」という意味に加えて、婚約の解消という「問題の解決」を「天皇の決定」で行っても、「天皇の主體的な判断だとは誰も納得しない」ため「問題の解決」にはならず、むしろ元老が「自分たちの私意を押し通そうとしているだけだとの反発を生む」という「二重の意味」を指摘する（前掲、永井『青年君主昭和天皇と元老西園寺』三八頁）。宮中某重大事件においては、天皇だけでなく、皇后と皇太子の「意志が一切問われていない」と指摘がなされている（前掲、伊藤「原敬内閣と立憲君主制（二）」、五～六頁、永井、同書、三九頁）。
- (23) 佃信夫「皇太子妃廃立事件日誌補遺」大正一〇年二月一日条（刈田徹「宮中某重大事件に関する基礎的史料の研究」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』八一・二、二〇〇六年、九九頁）。松平康国手記「東宮妃廃立事件日誌」大正一〇年二月一日条にも同様の記述がある（刈田徹「宮中某重大事件の基礎的史料に関する研究」『拓殖大学論集』一九〇、一九九一年、三七三頁）。これらの資料は、牧野謙次郎「披雲秘記」（刈田徹「宮中某重大事件に関する基礎的史料の研究」『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』六一二、二〇〇四年）と共に、大竹貫一の手許に遺されていた資料（大竹邸記念館所蔵「大竹貫一関係文書」）である。
- (24) 「城南荘・国民義会グループ」については、浅見、前掲九五～一〇二頁、刈田、前掲一九九一年、三五七～三六一頁、前掲、渡辺「宮中某重大事件」九二～九四、九九頁などを参照。
- (25) 古島、前掲一二二頁。

- (26) 佃「皇太子妃廢立事件日誌補遺」大正九年二月二〇日条（刈田、前掲二〇〇六年、九四頁）。
- (27) 「宮中重大事件ニ対スル文書一括」所収（大竹邸記念館所蔵「大竹貫一関係文書」）。現代史資料』に収録されている「宮中重大事件に就て」などでは二月一日付である（今井清一・高橋正衛編『現代史資料』四、みず書房、一九六三年、四六六～四六八頁。早稲田大学図書館所蔵「宮中重大事件に就て」も参照）。この書簡は大竹貫一が起草したという（伝記編集会『大竹貫一先生小伝』大竹貫一伝記編集頒布会、一九五三年、二八〇～二八一頁）。
- (28) 「山県公の密使と芝山内の会見」『読売新聞』大正一〇年二月六日。この対応について、原は「余計のことと思ふ」と日記に感想を記している（『原敬日記』大正一〇年二月七日条）。
- (29) 前掲「宮中重大事件ニ対スル文書一括」所収「二上山県公書」（大正一〇年二月四日）。なお、本資料の存在については、刈田、前掲一九九一年、三五九頁に既に言及されている。
- (30) 『松本日誌』五一頁、大正一〇年二月五日条。
- (31) 前掲「宮中重大事件ニ対スル文書一括」所収「奉呈久邇宮殿下書」、「奉呈各宮殿下書」。『倉富勇三郎日記』二、一一頁、大正一〇年二月八日条。
- (32) 『倉富勇三郎日記』二、一六頁、大正一〇年二月一〇日条。
- (33) 同右。
- (34) 大正一〇年二月一日付山県有朋宛杉山茂丸書簡、尚友倶楽部・山縣有朋関係文書編集委員会編『山縣有朋関係文書』二、二〇〇六年、二五四～二五六頁。
- (35) 前掲『日本議会議史録』二、二四二頁、衆議院・参議院編『議會制度百年史』院内会派編 衆議院の部、一九九〇年、二七八頁。
- (36) 前掲『議會制度百年史』院内会派編 衆議院の部、二七九頁。幹事は松本君平と野溝伝一郎であり、無所属倶楽部の「申合」によれば、「政界廓清の急先鋒たる代議士」で組織され、「決議を以て議員の自由を拘束することなし」とされていた（『政友』二五〇、一九二二年二月、六八頁）。
- (37) 『松本日誌』五〇頁、大正一〇年一月二六日条。
- (38) 「御渡欧につき重大な建議案」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一日。
- (39) 「東宮御身の上を懸念し御渡欧延期の建議」『読売新聞』大正一〇年二月一日。

(40) 各派協議会および各派交渉会については、衆議院・参議院編『議會制度百年史』議會制度編、一九九〇年、八五～八八頁を参照。

(41) 『原敬日記』大正一〇年二月一日条、二月三日条。

(42) 「不信任案提出期」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。

(43) 「元老の責任を問ふ 某重大事件に關して 島田三郎氏談」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。

(44) 「某重大問題と衆議院各派交渉」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一三日(夕刊)、「御渡欧問題 建議案提出か」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一三日(夕刊)。

(45) 「東宮御渡欧憂慮」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。

(46) 「御渡欧に關する質問」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一三日。

(47) 「議會の問題とせず 重大事件と憲政」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。松平康国の手記によれば、八代六郎が加藤高明に宮中某重大事件について話すと「憲政会ノ利器ニ用ヒヤウト云フヤウナ語氣ガアッタノデ深ク政党根性ヲ戒メタ」とのことであり、また、憲政会の下岡忠治は「山県ノ勢力ガ挫ケタノデ山県公ヲ斯ウ云フ風ニシテシマツテハ吾党ニ内閣ガ廻ツテ来ル見込ガナクナツタト慨嘆シタ」という(松平康国手記「東宮妃廢立事件日誌」余録、刈田、前掲一九九一年、三七四頁)。

(48) 「重大事件申合」『読売新聞』大正一〇年二月一三日、「憲政と宮中問題」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一三日。

(49) 「東宮御渡欧憂慮」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。

(50) 「重大事件と貴院」『読売新聞』大正一〇年二月一三日。原内閣期の貴族院については、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』成文堂、二〇〇五年、五章も参照。

(51) 『原敬日記』大正一〇年二月一二日条。

(52) 『原敬日記』大正一〇年二月一四日条。

(53) 「御渡欧延期の上奏案出でん」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一七日(夕刊)。

(54) 「押川氏の陳情」『読売新聞』大正一〇年二月一八日、「肅敬森嚴の裡に御渡欧費協賛」『読売新聞』大正一〇年二月一八日。

(55) 「重大問題を中心に 木堂ストープ漫談 原は不死身ぢや山県は無論退く」『東京朝日新聞』大正一〇年二月一三日。「原は知らぬと言ふが法律書を繰て見ろ」『読売新聞』大正一〇年二月二四日も参照のこと。

- (56) 「元老退隠せん」『読売新聞』大正一〇年二月一五日。
- (57) 「議会何故の沈黙か」『読売新聞』大正一〇年二月二一日。
- (58) 公式令第一条①皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大権ノ施行ニ関スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス
②詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ関スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣総理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大権ノ施行ニ関スルモノニハ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス
- (59) 瀧井一博『伊藤博文』中央公論新社、二〇〇九年、二三七頁。
- (60) 「内相弾劾論起る」『読売新聞』大正一〇年二月一五日。
- (61) 「重大事の発表を内相に問責す」『読売新聞』大正一〇年二月一六日。
- (62) 「重大事件と憲政会」『東京朝日新聞』大正一〇年二月二二日。憲政会の調査の結果、重大事件は皇室問題に留まらず、同時に國務であることは明白だとされ、國務である以上、原内閣が責任を有するのは明らかである。また、元老が國務として取り扱っている案件を強いて國務ではないと解釈する必要はないとされたようである（「重大事件と憲政会」『読売新聞』大正一〇年二月二二日）。
- (63) 「不死身の首相を追究して野党憤起す」『東京朝日新聞』大正一〇年二月二三日。
- (64) 「首相と内相を弾劾」『読売新聞』大正一〇年二月二三日。
- (65) 「重大事件質問 憲政会幹部決定」『東京朝日新聞』大正一〇年二月二四日、「床次内相を糾弾」『読売新聞』大正一〇年二月二四日。
- (66) 『帝国議会衆議院議事速記録』三八、東京大学出版会、一九八二年、四四九頁（大正一〇年二月二六日）。
- (67) 「内相不信任案」『東京朝日新聞』大正一〇年二月二六日（夕刊）。
- (68) 審議の様様については、『帝国議会衆議院議事速記録』三九、東京大学出版会、一九八二年、七〇三〜七一四頁（大正一〇年三月一六日）。
- (69) この佐々木の発言に、奥議長は、内相が「天皇ノ大権ヲ犯ス」とは少し不穏当と思われるので、取り消してはどうかと述べている（同右七〇七頁）。
- (70) 『松本日誌』六〇頁、大正一〇年三月二七日条。

(71) 前掲、伊藤「原敬内閣と立憲君主制（四）・完」一二頁。「イギリス風の立憲君主制」をめざす原は、「皇太子の渡欧や病氣の大正天皇に摂政を設置する問題を主導し、牧野宮相を首相に服従させる形で、宮中・宮内省をも掌握した」とされる（前掲、伊藤「原敬」下、四四八～四五一頁）。

(72) 『原敬日記』大正九年九月二二日条。

(73) 黒沢、前掲三四頁。

(74) 伊藤之雄によれば、この発言も「元老山県の府中への政治関与を削減し、宮中に關しても首相がかなり関与する体制、すなわち首相が府中を中心に宮中までも含めて掌握していく立憲君主制の形式を目指したもの」として理解すべきだと指摘がなされている（前掲、伊藤「原敬内閣と立憲君主制（二）」二三頁）。

(75) ここで想起したのは、伊藤隆の示唆した次のような心像である。伊藤によれば、「日露戦後」、「桂園時代」、中間内閣（山本・大隈・寺内）期をへて原内閣期に至る期間」に、「元勳が元老化し、しかも他の元老の死と勢力失墜のなかで各政治機構にその勢力を扶植することによって元老を代表する」山県有朋と政友会の指導者たる原敬が政界を二分し、両者の「強力な指導力」の下で「政治統合」がなされたという（伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、一九六九年、五～七頁。有馬学「山県有朋の語られ方」伊藤隆編『山県有朋と近代日本』吉川弘文館、二〇〇八年、三三二～三三三頁も参照）。また、「山県と原の相互依存は、この脳病と色盲に対するたたかいによって強化されたであろう」という升味準之輔の指摘にも留意すべきであろう（升味準之輔『日本政党史論』四、東京大学出版会、一九六八年、二四七頁）。

(76) 「政事」をめぐる皇室と政府という観点では、「政府は皇室に累の及ばざる様に全責任の衡に当る」のが「憲政の趣旨」であり、「皇室は政事に直接御関係なく、慈善恩賞等の府」であるべきという原の発言も参照のこと（『原敬日記』大正九年九月二日条）。